はなみどり

# 

「花緑出張サービス」は、花とふれあう「花育」の活動をはじめ、多くのみなさまに花と緑のある暮らしを提案すると同時に、花緑の適切な管理方法などを知っていただく事業です。

例年、多くの幼稚園や保育所、特別支援学校、地域の花づくりグループ等にご好評をいただいています。 まだお申し込みをされたことのない方は、是非この機会にご利用ください!

## サービスの概要

- ・花育講座や園芸教室などの事業へ、<u>県が「ふじのくに花の都しずおかアドバイザー」を講師として派遣し、講師料と講</u>師の交通費を負担します。(花材などの材料代はご負担ください)。
- ・本サービスの対象(対象団体、事業内容)と県が負担する経費は下表のとおりです。
- ・同一の団体で3回までご利用いただけます。

### <今年度の事業実施期間>

### 令和6年7月4日(木)~令和7年2月28日(金)

(申込みは実施日の2週間前まで)

r		··	
対象となる申請者		対象事業	
(1)	県内小学校、中学校、高等学校、特別支援学	(1)	学校での花と緑に関する教育活動
	校、幼稚園、保育所等	(2)	園芸教室
(2)	県内市町	(3)	緑化の相談、指導
(3)	県内企業、事業所	(4)	花と緑に関する体験教室
(4)	ふじのくに花の都しずおか推進協議会の構成団体	(5)	花と緑に関する講演会
(5)	地域花の都推進協議会の構成団体	(6)	花と緑に関する相談会
(6)	地域の花づくりグループ	(7)	その他農芸振興課長が必要と認めるもの
(7)	その他農芸振興課長が必要と認めるもの		

#### <県が負担する経費>

ı			
	対象経費 県の負担額		備考
		現 地 開 催:1時間につき3,000円 リモート開催:1時間につき6,000円	1回当たり3時間まで
		現 地 開 催:県の旅費規程による額 リモート開催:お支払いしません	

#### <講師数の目安>

受講数	講師数	
1~10名 11~20名 21~30名	1名 1~2名 1~3名	

\* 受講者数30超で、4名以上の講師派遣を希望する場合は、 要相談

## ☞ご利用の手順は裏面へ

## ふじのくに花の都しずおかアドバイザー とは

- ・県では、花や緑に関する公に認められた資格を持つ方、その他花や緑に関する知識のある方をアドバイザーとして登録し、県民のみなさまの花や緑に関する活動への支援を行っています(令和6年6月現在 103 人)。
- ・本出張サービスのほか、各種相談に対応しておりますので、個別にアドバイザーへご相談ください。

(登録者の資格例)

グリーンアドバイザー、ハンギングバスケットマスター、華道教授、日本フラワーデザイナー協会講師、花生産者や園芸店、造園業者 etc…

### 静岡県公式ホームページをご覧ください

花緑出張サービスに関する情報を公開中!

- ・令和6年度ふじのくに花の都しずおかアドバイザーの名簿
- ・申請書、報告書様式(ダウンロードできます)

URL:https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/nogyo/1040858/1027364.html

# 花緑出張サービスの利用手順

## ≻申込み前に必ずお読みください。

### ①申込み

- ・「ふじのくに花の都しずおかアドバイザー」名簿から派遣を希望する講師を選び、講師へ直接相談 の上、講座等の実施日や内容を決めてください。
- ・講座実施日の2週間前までに花緑出張サービス申請書を県農芸振興課宛てに提出してください。
- ・申請書はなるべくメールで提出してください。件名は「花緑出張サービスの申込み」としてくだ さい。
- ・実施日が未定の場合は、仮受付とします。実施日の2週間前までに必要事項を決定し、必ずご連絡ください。連絡のない場合はキャンセルとします。

### ②決定

・派遣が決定したら、県農芸振興課から申請者と講師へ決定通知と報告書様式をお送りします。

## ③講座等の実施

- ・決定通知の内容を確認の上で、計画した内容どおりに、実施してください。 異なる内容で実施した場合、講師への講師料・交通費のお支払いはできません。
- ・講師代は、決定通知に記載した時間数で支払います。
- ・決定後にやむを得ず内容を変更したい場合は、実施1週間前までに変更事項を記載した申請書を 再提出してください。

## 4 報告

- ・申請者は「花緑出張サービス実施報告書」を、講師は「花緑出張サービス講師派遣報告書」 作成し、申請者は、これらをまとめて、実施後7日以内(必着)に、県農芸 振興課に提出してください。添付写真の確認のため、メール又は郵送で御提出下さい。
- ・報告書は、決定通知の内容どおりに記載してください。
- ・報告書の提出が遅れた場合、講師への講師料・交通費のお支払いはできません。

### ~事業の流れ~

時期	詳細時期	県	申請者・講師
講座実施前	~講座実施日2週間前	<b>\</b>	申請書提出(申請者)
两 <u>件</u> 关心的		講座決定・講師依頼通知	
講座実施日			申請書・講座決定通知の内容 どおりに実施
講座実施後	講座実施後1週間以内		実績報告書提出
两庄大心区		講師料・交通費支払	

### 申込み、問い合わせ先

静岡県経済産業部農業局 農芸振興課 花き振興班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

TEL:054-221-2679 FAX:054-221-1351 E-mail:nogei@pref.shizuoka.lg.jp